



# 内閣府本府新型インフルエンザ対応 業務継続計画

平成 22 年 7 月  
内 閣 府

# 内閣府本府新型インフルエンザ対応業務継続計画 (目次)

1	基本的な考え方	・ ・ ・ 1
1. 1	背景	
1. 2	基本方針	
1. 3	他計画との関係 首都直下地震等との関係	
1. 4	本計画の適用範囲	
2	実施体制	・ ・ ・ 5
2. 1	平常時の体制	
2. 2	発生時の体制	
3	人員、物資等の確保	・ ・ ・ 6
3. 1	人員の確保	
3. 2	物資・サービスの確保	
3. 3	情報システムの維持	
4	感染防止の徹底	・ ・ ・ 12
4. 1	職場での感染防止策	
4. 2	発症者への対応	
5	業務継続計画の実施	・ ・ ・ 18
5. 1	本府対策会議の開催	
5. 2	状況に応じた対応	
5. 3	通常体制への復帰	
6	業務継続計画の維持・管理等	・ ・ ・ 19
6. 1	関係機関等との調整	
6. 2	公表・周知	
6. 3	教育・訓練	
6. 4	点検・改善	
7	業務の仕分け	・ ・ ・ 20
7. 1	発生時継続業務	
7. 2	予算・国会関連業務	
	(別紙) 内閣府における主な業務の仕分け	・ ・ ・ 24

# 内閣府本府新型インフルエンザ対応業務継続計画

## 1. 基本的な考え方

### 1. 1 背景

#### 1. 1. 1 本計画の目的

新型インフルエンザ<sup>1</sup>は、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことが必要である。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ発生時においても、新型インフルエンザ対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務（以下「最低限の国民生活の維持等に必要な業務」という。）を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や自治体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

本計画は、平成21年8月7日に新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）において決定された「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、新型インフルエンザ発生時においても内閣府がその機能を維持し必要な業務を継続可能とすることを目的とする。

#### 1. 1. 2 業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定

新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が罹患し、一つの流行の波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

社会・経済的な影響としては、事業所において、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。また、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞、多数の中小企業の経営破たん等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。さらに、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等

---

<sup>1</sup> ここで想定している新型インフルエンザは、現在各国で感染が拡大しているH1N1型ではなく、より強毒なH5N1型インフルエンザを想定している。

社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、様々な場面で大きな影響が出ることが予想される（表1参照）。

なお、新型インフルエンザの流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しい。実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

表1 社会・経済状況の想定

	想定される社会・経済状況
海外で 発生の疑い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者が増加</li> <li>・ 出張や旅行の自粛</li> <li>・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
第一段階 (海外発生 期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生</li> <li>・ 出張や旅行の自粛</li> <li>・ 国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料品・生活必需品に対する需要が増加</li> <li>・ マスク、消毒液等の需要が増加</li> </ul>
第二段階 (国内発生 早期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱相談センターや119番に相談の電話が急増</li> <li>・ 国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業</li> <li>・ 発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き</li> <li>・ 一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き</li> <li>・ 需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加</li> </ul>
第三段階 (拡大期、ま ん延期、回 復期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来院するなど、混乱が発生</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大</li> <li>・ 公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では、運行本</li> </ul>

	<p>数が減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ※ 政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。</li> <li>・ 流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ</li> <li>・ マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性</li> <li>・ 感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加（最大4割程度）</li> <li>・ 経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化</li> </ul>
第四段階 (小康期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会が安定し始める</li> <li>・ 経済活動が一部正常化</li> </ul>

## 1. 2 基本方針

### 1. 2. 1 政府に求められる役割

新型インフルエンザが発生した場合、社会・経済の破たんを防ぎ、国民生活を守るため、各府省における新型インフルエンザ対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ発生時には、多くの職員が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる。さらに、新型インフルエンザの感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染防止策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

新型インフルエンザ発生時にも継続することが必要な業務の実施体制等については、現時点では、ウイルスの特徴やそれによる被害の正確な予測は難しいことから、想定外の事態にも対応できるよう検討・準備を行うことが必要である。

また、社会・経済システムは相互に複雑に依存しており、予測困難な事態が生じることもありうる。したがって、どのような業務の継続が必要となるかを

事前に詳細に確定することは困難な面もあるが、そのような中でも、発生時において想定される国民や事業者の行動を可能な限り推測し、対応を検討することが必要である。

他方、内閣府における業務の縮小・中断、実施拠点や実施方法の変更は、国民や事業者、外国等との関係に大きく影響する可能性があるため、事前に十分周知を行い、理解を求めることが必要である。

#### 1. 2. 2 業務継続の基本方針

政府の各部門は、国民の生命・健康を守るとともに、社会・経済の破たんを防止するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続することとされている。

新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染防止策を徹底し、感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ様症状のある職員<sup>2</sup>で入院措置がなされない者に対しては、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

さらに、新型インフルエンザは、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても家族に罹患者がいる職員や職場等で患者と対面で会話や挨拶等の接触があった職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされることとなる。このため、各府省においては、濃厚接触者として感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

---

<sup>2</sup> 「新型インフルエンザ様症状のある職員」の症状については、「38℃以上の発熱・咳、くしゃみ、肺炎等」が想定されるが、新型インフルエンザが実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省から速やかに公表される。通常のインフルエンザとの区別がつきにくい可能性がある場合は、インフルエンザ様症状のある職員に対して、病気休暇の取得を要請する。また、症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断として医師の診察を受けさせることができる（人事院規則10-4第21条）。その診断結果により、病気休暇を取得して治療、療養に専念する。（新型インフルエンザの患者又は新型インフルエンザのウイルスの保有者である場合には、人事院規則10-4第24条第2項に基づく就業禁止もあり得る。）なお、併せて、外出自粛の徹底を要請する。

なお、本計画に基づき、発生時継続業務に従事する職員については、「ワクチン接種の進め方（第1次案）」（平成20年9月、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）で示したワクチンの先行接種の対象となると考えられる。

### 1. 3 他計画との関係 首都直下地震等との関係

新型インフルエンザと首都直下地震への対応を一本の業務継続計画とし、例えば、章建てを変えて記載することも考えられるが、両者は、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なること等から、別個の業務継続計画として策定するものとする。ただし、新型インフルエンザのまん延時においても、地震等他の災害が発生するおそれがあり、災害が同時に発生する場合においても、業務継続が行うことができるような計画に仕組んでいく必要がある。

新型インフルエンザの業務継続計画と首都直下地震の業務継続計画の間では、中央省庁の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られるため、各部局は、既に策定されている、首都直下地震に対応した内閣府本府業務継続計画（平成20年7月策定）を参考にし、災害が同時に発生する場合の業務継続の実効性についても考慮しながら、新型インフルエンザのための業務継続計画における、「発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分け」、「発生時継続業務を遂行するために必要な人員、物資等の確保」等についての検討を行う。

### 1. 4 本計画の適用範囲

本計画は、内閣府本府の内部部局、審議会等、施設等機関及び特別の機関を対象としている。なお、沖縄総合事務局においても別途計画を策定することとし、本計画との整合性を図るものとする。

## 2. 実施体制

### 2. 1 平常時の体制

政府全体としては、関係省庁対策会議において新型インフルエンザの発生に備え、関係府省が一体となった取組を総合的に推進しており、業務継続に係る

各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等については、同会議において検討、決定しているところ。

本計画の策定、管理及び継続的な改定に係る事務については、関係部局の協力を得て、大臣官房企画調整課において行う。

## 2. 2 発生時の体制

### 2. 2. 1 政府全体の体制

政府は、新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザ対策本部を設置し、基本的対処方針の決定等を行う（新型インフルエンザ対策行動計画別添「新型インフルエンザ発生時等における対処要領」参照）。

その際、内閣官房には、内閣危機管理監を長とする新型インフルエンザ対策本部事務局が組織され、各種対策の調整等が行われる。関係府省は、対策本部事務局に職員を派遣し、健康被害の状況、社会・経済への影響、講じた措置等について報告するとともに、基本的対処方針に基づく具体的対処等について協議・検討する。

### 2. 2. 2 府内の体制

新型インフルエンザ対策等を行うため、内閣府本府に、事務次官を議長とし、内閣府審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官及び各部局長を構成員とする内閣府本府新型インフルエンザ対策会議（以下「本府対策会議」という。）を置く。

新型インフルエンザの発生時には、新型インフルエンザ対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、本府対策会議を開催して、感染防止策の徹底やインフルエンザ罹患状況を把握するとともに、状況を踏まえて、速やかにあらかじめ定めておいた発生時継続業務・人員体制等に移行する（具体的な対応方法については、「5. 業務継続計画の実施」を参照）。その際、特命担当大臣、副大臣、大臣政務官には、必要に応じ、それぞれの所掌に関する業務継続の方針等について大臣サポートチームより報告する。

## 3. 人員、物資等の確保<sup>3</sup>

### 3. 1 人員の確保

---

<sup>3</sup> 沖縄総合事務局における人員、物資等の確保の具体的方法については、本計画の趣旨を踏まえ別途定める。

### 3. 1. 1 勤務体制

出勤時間や休憩時間を定めた「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令」及び「内閣府本府職員勤務時間管理規定」の見直しを行い、時差出勤の具体的な運用ができるよう調整を行う<sup>4</sup>。

発生時継続業務を実施するための専門知識が必要な職員（例えば、特別な資格や技能を有する職員）については、まず、可能な限り代替性を高めるための方策を講じる。代替の手段としては、スキルの標準化、教育訓練、バックアップ要員の確保などが考えられる。

しかし、このような対策を講じることが困難であり、当該職員の代替可能性が低い場合は、感染の機会を避けるため、一定期間庁舎内や近隣施設に泊まり込むことも検討することが必要である。宿泊スペースについては、計画策定後に大臣官房会計課が行う庁舎使用調整により、庁舎内スペースの確保を図るが、庁舎内での確保が困難な場合、大臣官房会計課が民間事務所等を含む近隣施設の確保を図る。

食料・飲料水については、当面、「首都直下地震に対応した内閣府本府業務継続計画（平成20年7月策定）」により備蓄している食料・飲料水で対応する。

### 3. 1. 2 通勤方法

職員の通勤時における感染リスクを低減するため、時差出勤や自転車・徒歩等による出勤を行う。

ほとんどの職員が通勤に利用している電車等の公共交通機関については、感染拡大を防止するため、混雑した車内ではマスクを着用すること、他の乗客との距離を維持することなどが車内における感染防止に有効と考えられるが、その場合、公共交通機関の輸送力が大幅に低下することが想定される<sup>5</sup>。

このため、まず、自転車や徒歩等、代替的通勤手段が検討されるべきであるが、公共交通機関を利用せざるを得ない場合には、可能な限り時差出勤を行うことが必要となる。

（自転車通勤）

自転車通勤については、海外発生期となった段階で自転車通勤を行う場合の手続及び通勤手当等の扱いについて各部局へ連絡を行う。国内発生早期に入ってから以降は自転車通勤を実施する。<sup>6</sup>

<sup>4</sup>訓令改正の中身については現在検討中

<sup>5</sup>新型インフルエンザ発生時の首都圏における公共交通機関の輸送力の低下については、国土交通省交通政策研究所の「都市交通輸送人員抑制策の有効性の検討及び実施シミュレーションに関する調査研究」を参照。

<sup>6</sup>自転車通勤の実施に伴う、通勤届の変更については、長期間（概ね1ヶ月以上）継続して自転車通勤となることが見込まれる場合には、通勤届の変更が必要となるが、自転車通勤

駐輪スペースは、計画策定後、部局毎に、自転車等による通勤希望者の登録を行うとともに、不足する場合には、追加スペースの確保も検討する。

(自家用車通勤)

自家用車による通勤については、道路渋滞を引き起こす懸念があるので、実施については、道路混雑の状況を踏まえた判断が必要である。

### 3. 1. 3 在宅勤務<sup>7</sup>

在宅勤務を可能とする方法としては、これまで内閣府においても実際に平成19年以降テレワークの試行実施がなされてきたところである。しかし、こうした方法はまだ試行段階にとどまるため、新型インフルエンザへの対応として全府的な規模で在宅勤務を実施できる体制の整備は、将来的な課題ではあるものの、現時点では困難である。

### 3. 1. 4 職員の状況把握等

職員の状況把握については、

①海外発生期の段階で各部局内の連絡体制及び各部局と人事課職員係との連絡体制の整備を行い、

②国内発生早期に入って以降はインフルエンザへの罹患を理由とする職員からの休暇申請があった場合には、人事課職員係へ連絡を入れるよう、各部局勤務時間管理担当へ指示する。併せて、職員の家族がインフルエンザに罹患した場合についても、職員から報告を受け、人事課職員係へ連絡を入れるよう指示する。

また、職員の症状別の対応については、職員がインフルエンザに罹患した場合には病気休暇を取得させ(出勤を強行しようとする場合には、人事院規則10-4第24条第2項に基づき就業を禁止)、濃厚接触者として外出自粛要請又は停留の措置を受けている場合(家族が罹患した場合も該当)には、人事院規則15-14第22条第1項第16号に基づく特別休暇を取得させる。

各部局は、業務継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

### 3. 1. 5 指揮命令系統の明確化

---

の状態が断続的なもの過ぎない場合には、通勤届を出しなおす必要はない。しかしながら、通勤手当とは別に、公務災害事務の観点から、自転車通勤を実施する場合には、別途そのための経路について、当該職員に対し提出を依頼する必要がある。

<sup>7</sup> 在宅勤務とは、「内閣府職員が庁舎執務室を離れて自宅で情報通信機器等を活用し、勤務すること」(内閣府大臣官房人事課「平成20年度テレワーク試行実施要領」)。

業務上の意思決定者である幹部が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないようにする必要がある。

発生時継続業務に携わる幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該幹部が罹患し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを明確にする必要がある。

※ 幹部の家族が罹患した場合、当該幹部は濃厚接触者となるが、出勤せずに電話・メール等で職務執行が可能である場合には、代行者への引き継ぎを行う必要はない。

### 3. 1. 6 公務上の災害等の考え方

職員が公務中に新型インフルエンザに罹患し、健康被害が生じた場合、公務災害の認定に当たっては、公務遂行性（当該災害が官の管理下で発生したものであること）や公務起因性（公務と災害との間に相当因果関係があること）について個別事案ごとの判断が必要であるが、公務災害が認められる可能性がある。

職員が通勤途中に被った災害であって、当該災害が通勤に起因していると認められる場合、国家公務員災害補償法上の「通勤による災害」となる。

公共交通機関を利用して通勤している間に新型インフルエンザに罹患し、健康被害が生じた場合については、個別事案ごとの判断が必要であるが、通勤災害が認められる可能性がある。

通常、公共交通機関を利用して通勤している者が、新型インフルエンザ発生時に、自転車や徒歩等での通勤に変更した場合、個別事案ごとの判断が必要であるが、合理的な経路及び方法であると認められる可能性があると考えられる。

表2 職員の症状別の対応と人事制度上の取り扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	業務内容	職員の対応※ 1)	人事制度上の取り扱い※1)	備考（法令上の規定、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ様症状あり	—	入院又は自宅療養	全ての業務	病気休暇取得	インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇を取得（症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第19条に基づき、都道府県知事が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県が外出自粛要請
新型インフルエンザ様症状なし	患者との対話ができる距離での接触あり（濃厚接触者）	外出自粛（検疫時においては、停留）	全ての業務	特別休暇取得		感染症法第44条の3、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国や都道府県が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第16条第2項に基づき、停留）
	なし	外出自粛	縮小・中断業務（発生時継続業務への応援等）	職務命令による在宅勤務※ 3) 職場勤務		国や都道府県は、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、不要不急の業務の縮小・中断を要請

			発生時継続 業務	職場勤務 職務命令によ る在宅勤務※ 3)		国や都道府県は、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、社会機能の維持に関わる業務の継続を要請
		学校・保育 施設、在宅 介護サー ビス（通所 施設等）の 休業等へ の対応	全ての業務	年次休暇取得 等※2) 職務命令によ る在宅勤務※ 3)		学校・保育施設、通所施設の臨時休業については、新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、国や都道府県が要請

※1：職員の対応、人事制度上の取り扱いについては、大臣官房人事課に確認すること※2：年次休暇、育児休業又は介護休暇の取得が考えられるが、要件等については大臣官房人事課に確認すること※3：全府的な規模での在宅勤務は、中長期的な課題であるものの、現時点では困難。

### 3. 2 物資・サービスの確保

庁舎管理・警備、各種設備の点検・修理については、警備員の増員等の協力要請も含め請負業者と調整を行う。消耗品の供給等については、大臣官房会計課で一括発注する。サージカルマスク、速乾性アルコール消毒液（手指用）、除菌スプレー（物用）については、大臣官房会計課において一定量の備蓄を行う。また、宿泊時の生活必需品等不足するものについては、各部局は必要数量等を会計課に登録するよう指示するとともに、原則、大臣官房会計課が管理するスペースで備蓄することとする。また、それらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断されることを想定し、消耗品の備蓄を充実させるとともに、サービスの提供に係る代替事業者のリストアップを行う。

内閣共済組合が運営する診療所においても、業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ発生時の診療方針及び体制を明確にするとともに、医薬品等の備蓄方針を検討する。

### 3. 3 情報システムの維持

発生時においては、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

新型インフルエンザの被害は主に人的なものであるため、情報システムが物理的な被害を受ける可能性は低い。ただし、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定されるため、関係事業者との調整を含め、発生時の体制について検討する。

また、国民の不安が高まった場合には、アクセス数の増加によりシステム障害等が発生する可能性もある。アクセス数の増加に備えて、稼動可能性の有無を検討するとともに、情報セキュリティや費用対効果も勘案した上で、バックアップ体制の必要性等についても検討する。

## 4. 感染防止の徹底

### 4. 1 職場での感染防止策 具体的な感染防止措置

#### 4. 1. 1 インフルエンザウイルスの感染経路

毎年人の間で流行する通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。

新型インフルエンザの場合には、現段階では発生していないため、その感染経路を特定することはできないが、同様に飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測される。空気感染の可能性は否定できないものの、一般的な感染経路であるとする科学的根拠はないため、各府省においては、空気感染を想定した対策よりもむしろ、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずることが必要であると考えられる。

なお、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

#### （１）飛沫感染

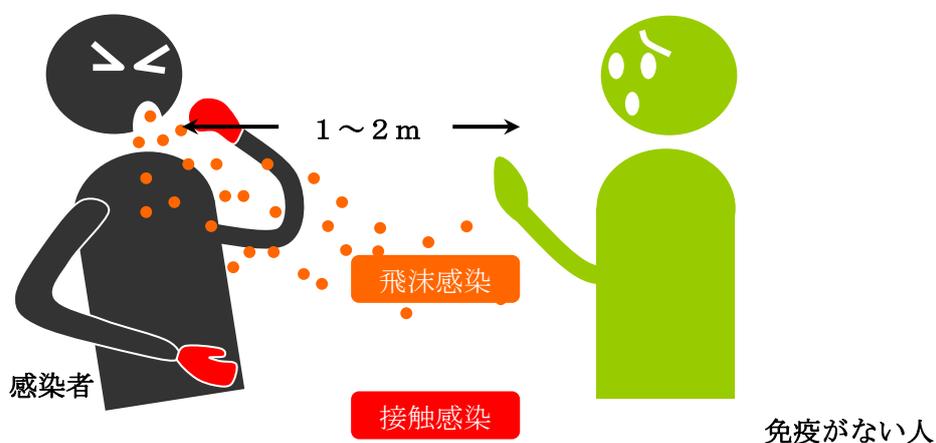
飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排出する、ウイルスを含む飛沫（５ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染することをいう。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、概ね空気中で１～２メートル以内に飛散する。

#### （２）接触感染

接触感染とは、手指等を介した間接的な接触による感染をいう。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した部位を別の人が触れ、かつ、その手で自分の粘膜（眼や口や鼻）を触ることによって、ウイルスが媒介される。



#### 4. 1. 2 庁舎内における感染防止策

庁舎内における感染防止策については、事前に必要な医薬品、資器材等を備蓄した上で、下記の取組を徹底する。

##### (1) 基本的な感染防止策

基本的な感染防止策としては、以下が挙げられる。

- ① 体調管理
- ② 対人距離の保持
- ③ 感染者との接触機会の低減
- ④ 手洗い、手指消毒
- ⑤ 咳エチケット
- ⑥ 職場の清掃・消毒
- ⑦ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

##### ① 体調管理

新型インフルエンザの海外発生が宣言された場合、職員は、出勤前に体温測定を行う。発熱等インフルエンザ様の症状が確認された場合は、発熱相談センター等に相談する。また、職場の管理者に連絡した上で、病気休暇を取得する。

##### ② 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、咳、くしゃみによる飛沫感染防止策のために、対人距離を保持することである。通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、感染者から適切な距離を保つことで、感染リスクを低下させることができる。

##### <方法>

- ・ 職場においては、休暇取得者、休職者、在宅勤務者、自宅待機者等の増加により人員が縮小することから、空いた空間を活用して、出勤している職員を物理的に離すこととする。(机のレイアウト変更、パーティション設置、会議室等の利用など)
- ・ 利用者間での感染防止のため、食堂の座席間の距離を離す。
- ・ 各職員の感染を防止するため、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないことを徹底する。

##### ③ 感染者との接触機会の低減

庁舎内における感染リスクを低減するためには、庁舎内に感染者を入れない工夫をすることが重要である。感染源が存在しない場合、庁舎内は安全な場と

なる。

#### <方法>

- ・ インフルエンザ様症状のある職員に対し、病気休暇の取得を要請する。
- ・ 通勤時、満員電車の利用を避けるため、時差出勤、自転車・徒歩出勤を奨励する。
- ・ 面会スペースを執務室以外に設置するなどにより、外部からの訪問者の執務室内への進入を制限する。
- ・ 対面による会議を延期・中止する（電子メールや電話の活用）。
- ・ 一定の時間帯に職員が集中しないよう、食堂の営業時間に幅を持たせる。
- ・ 入館制限のお知らせを掲示するとともに、本府庁舎については、サーモグラフィを設置し入館規制を実施する。
- ・ 本府庁舎以外の庁舎等については、庁舎管理省庁等と協議し入館規制を実施する。
- ・ 会議室等共用スペースの使用については、必要最小限にするとともに使用後の消毒については、原則として使用部局が行うこととする。
- ・ 感染リスクの低減のため、発生時継続業務の実施に支障のない範囲で、交代で年次休暇を積極的に活用する等柔軟な対応を行う。

#### ④ 手洗い・手指消毒

手洗いは感染防止策の基本であり、接触感染を防ぐために手洗いを励行することが必要である。流水と石鹼を用いた手洗いによって、付着したウイルスを除去し、また 60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅すると考えられている。

#### <方法>

- ・ 外出からの帰庁後や執務室内に入る際、必ず手洗いを行う。特に不特定多数の者が触る場に触れた場合は、必ず手洗いをする。
- ・ 手袋をして患者がいた場所等の清掃・消毒をした場合、手袋を外した後、手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・ 手洗いは、流水と石鹼を用いて 15 秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。
- ・ 速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが 60～80%程度含まれている消毒薬）により手指消毒を行う場合、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。なお、内閣府が管理する庁舎については、玄関出入り口に速乾性擦式アルコール製剤を設置する。他省庁等が管理する庁舎については、それぞれの庁舎管理官署等の基準によるものとするが、当該庁舎等で対策が不十分な場合は必要に応じて各執務室の入り口等に速乾性擦式アルコール製剤を設置する。

#### ⑤ 咳エチケット

咳やくしゃみなどの症状がある感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。マ

マスクの着用やティッシュなどで口や鼻を押さえる等により、ある程度飛沫の拡散を防ぐことができる。

#### <方法>

- ・ 咳などの症状のある職員は出勤しないことが前提となるが、出勤後、症状が出た場合は、マスクを着用する。
- ・ 咳やくしゃみをする際は、マスクを着用する、又はティッシュなどで口と鼻を被い、他人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにふた付きの専用ゴミ箱に捨てる。
- ・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、接触感染の原因にならないよう直ちに洗う。手を洗う場所がない場合に備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

#### (注)

- ・ 感染してない健康な人が、不織布製マスクを着用することで飛沫を完全に吸い込まないようにすることはできない。そのため、症状のない職員においては、咳や発熱等の症状のある人に近寄らない、流行時には人混みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つ、といった感染予防策を優先して実施することが推奨される。
- ・ ただし、環境中の飛沫はマスクのフィルターによってある程度捕捉されるため、勤務中にやむを得ず人混みに入る可能性がある場合、マスク着用を促す。

### ⑥ 職場の清掃・消毒

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所で数分から数十時間程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

#### <方法>

- ・ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによるが、最低でも1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。
- ・ 職員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、市販の不織布

製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼で手を洗い、又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手指消毒を行う。清掃・消毒時に使用した作業着については洗濯し、ブラシや雑巾については水で洗い、直接手で触れないようにする。

- ・ 職場の清掃・消毒については、原則として、現行の契約業者が行う。

#### ⑦ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

通常のインフルエンザによる発熱者を減らすことにより、新型インフルエンザの発生時に、インフルエンザ様症状の患者が増加することを防ぐ。これにより、職場での無用な混乱を防止することができるとともに、発熱外来等医療機関の混雑緩和・混乱防止につながる。

##### <方法>

- ・ 職員に対し、毎年、府内の診療所で、通常のインフルエンザの予防接種を受けるよう勧奨する。ただし、ワクチンには不可避である副反応のリスクも十分理解させておく必要がある。

#### (2) 診療所の業務継続方針

- ・ 診療所は、インフルエンザへの感染の疑いがある職員に対して診療所医師による診療を行い、新型インフルエンザへの感染の可能性があると判断した場合は、保健所または発熱相談センターに通報を行い、対応を確認する。
- ・ その際、インフルエンザ様症状を有する者とそれ以外の者の動線を分け、診療所内での感染を防止する。
- ・ 業務継続に必要なサービスや消耗品（備蓄品）チェックリストを整備し、医療廃棄物の処理、医薬品、消毒用アルコール製剤、サージカルマスクの備蓄等の対策を講じる。

## 4. 2 発症者への対応

庁舎内で発症者が出た場合の対応については、表3のとおりとする。

表3 庁舎内で発症者が出た場合の措置

#### ①発症者への対応

- ・ 発症者にマスクを着用させる。
- ・ 発熱相談センターに連絡し、対応を確認する。
- ・ 発症者を保健所又は発熱相談センターから指示された医療機関に搬送する。
- ・ 各府省の車両等で搬送することが必要な場合、運転手も個人防護具を着用する。また、車両の使用後、発症者が触れた場所などを中心に消毒を行う。

#### ②濃厚接触者の外出自粛等

- ・ 同一職場で勤務した者など、発症者と濃厚接触の可能性がある職員については、診療所が近隣の保健所に設置された発熱相談センターに連絡して、その指示に従うこととし、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大10日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇を請求させる。

## 5. 業務継続計画の実施

### 5. 1 本府対策会議の開催

海外で新型インフルエンザが発生し、政府の新型インフルエンザ対策本部が第二段階（国内発生早期）を宣言した場合、内閣官房におかれる対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、本府対策会議を開催して、感染防止策の徹底やインフルエンザ罹患状況を把握するとともに、状況を踏まえて、速やかにあらかじめ定めておいた発生時継続業務・人員体制等に移行する。

なお、初期段階（海外発生期、国内発生早期）において、発生した新型インフルエンザの重篤性、感染力等が不明である場合は、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら縮小・中断するのではなく、重篤な場合を想定して可能な限り早期に一旦縮小・中断することを検討する。

### 5. 2 状況に応じた対応

本府対策会議は、業務上の問題点等の情報を集約するとともに、事態の進展など状況の変化に応じ、人員体制の変更等についての方針を決定し、必要な調整・指示を行う。各部局における業務継続計画の実施責任者は、対策会議の方針を踏まえた対応が求められるが、それぞれの業務の性質や職員の状況等を考慮し、柔軟に対応することが必要である。

### 5. 3 通常体制への復帰

新型インフルエンザ対策本部が第四段階（小康期）に入ったことを宣言した場合、本府対策会議は通常体制への移行を検討する。

発症した職員の多くは治癒するため、これら職員も就業可能となることが想定されるが、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ

に罹患したと考えられていた者が実は通常のインフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備える必要がある。

## 6. 業務継続計画の維持・管理等

### 6. 1 関係機関等との調整

業務継続計画案を策定した後、業務遂行上関係のある他の省庁、地方自治体その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

### 6. 2 公表・周知

策定した業務継続計画について、外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、業務継続計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

なお、個々の氏名を記載した人員計画等については、個人情報に当たることから、公表しない。

### 6. 3 教育・訓練

発生時継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する者、執務室の消毒を行う者、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者などの場合、感染リスクが高く、適切な個人防護策を講じることが必要であるため、これらの職員に対しては、綿密な教育・訓練を行う。

### 6. 4 点検・改善

業務継続計画の策定後、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育・訓練の状況等について、定期的に各部局の取組状況を確認し、必要に応じ、改善を求める。

新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ対策行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の修正を行う。

## 7. 業務の仕分け

### 7. 1 発生時継続業務

発生時継続業務の具体的範囲については、新型インフルエンザ対策行動計画や新型インフルエンザ対策ガイドラインに示されている各府省の役割、業務の縮小・中断が国民生活に与える影響の大きさ等を踏まえたものとする（表4）。

新型インフルエンザ発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・中断する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。（内閣府における主な業務の仕分けについては別紙参照）

#### 【新型インフルエンザ対策業務】

新型インフルエンザ対策行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザの発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの。

（注）

- ・ 新型インフルエンザ発生時には、状況に応じ、緊急に法令の改正等が必要となる可能性もあり、それに関する業務も該当する。
- ・ 新型インフルエンザ発生時の社会・経済の混乱防止、社会機能維持者や自治体に対する支援などの業務も該当する。
- ・ 発生時における感染防止業務<sup>8</sup>は、新型インフルエンザ対策業務に該当する。
- ・ 広報関係業務は、新型インフルエンザ対策業務に該当する。新型インフルエンザ対策を推進するとともに、一般継続業務以外の業務を円滑に縮小又は中断するためには、内閣府の業務継続に関する方針を国民に周知し、理解を求めることが極めて重要である。このため、内閣府の所管分野における広報手段を確立し、発生時においても国民・事業者等に十分な情報提供を行うことができる体制を整備する<sup>9</sup>。

<sup>8</sup>感染防止策を実施する際には、マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限など、多数の庶務的な業務が発生する。

<sup>9</sup>具体的には、各部局がそれぞれの所管事項で一般国民・事業者等に直結する事務・事業について、その事務・事業の継続が真に必要なかどうか検討のうえ、継続が不可欠と判断されたものについて本府対策会議においてとりまとめ、業務継続に関するお知らせとして、内閣府のトップページに掲載する。併せて、貼り出しを行う。また、各部局は、個々の対象者に当面の事務・事業の停止を行う旨通知し、それぞれ独自のウェブサイトがある場合は、業務継続できないものについてのお知らせを標記するとともに、上記の内閣府のトップページとリンクさせる。

記者クラブへの対応としては、記者会見等への出席にあたっては、発熱時の記者会見等への出席の自粛、一般的ルール（マスク着用、咳エチケット等）の協力を求めるとともに、当日の出席者の完全な把握（座席位置を含む）をする。各部局担当者についても、極力記者会見への立会いを自粛し、外回りの機会の多い記者との接触を回避することによって、新たな感染拡大を防ぐ。

### 【一般継続業務】

- ・最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

(注)

- ・発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も該当。

○発生時継続業務の範囲を検討する際には、以下の点に留意する。

- ・新型インフルエンザの発生時においても真に継続することが必要な業務に資源を集中するため、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- ・発生時継続業務に位置付けられた業務の課室レベルの責任者（業務継続計画の実施責任者。課室長等）は、その業務が確実かつ適切に実施されるよう責任を負う立場となるため、事前の準備段階も含め、主体的に行動することが必要であること。
- ・発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）の各部局における責任者（業務継続計画の実施責任者）は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力すること。
- ・発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めることも重要であること。
- ・一般継続業務であっても、まん延期の行政需要の低下により、一定期間休止したり、業務量を縮小したりすることが可能なものがありうる。また、例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できるものなどもあると考えられることから、業務の内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行うこと。
- ・感染リスクが高い業務（窓口業務等人と接触することの多い業務）の継続にあたっては、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討すること。

### 【発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）】

- ・発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、発生時から段階的に業務を縮小し、まん延期には可能な限り中断することとし、その場合の縮小・中断の手順や関係者へ周知する。
- ・感染のリスクが高い業務については、基本的には中断し、中断できない場合であっても、必要最低限の業務のみ継続する。

- ・特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、インターネットや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。

## 7. 2 予算・国会関連業務

### （予算関連業務等）

予算・決算、税制、組織・定員、会計検査への対応など組織の維持に必要な最低限求められる業務は、一般継続業務に該当し、日常業務の大きな部分を占める。新型インフルエンザ発生時には、職場での感染拡大を防止するとともに、できるだけ業務量を縮小するため、これらの業務について、可能な限り作業や手続の簡素化を図ることが必要であり、査定当局等との連携を密に対応していくことが必要である。

### （国会関連業務）

国会や党における質疑や説明・資料要求等への対応については、政府が国会に対して説明責任を負っている以上、どのような状況下でも必要な対応がなされるべきである。また、閣議は内閣が職権行使する上で欠かすことのできない重要なプロセスであり、閣議にかかる案件についても、事柄の性質に応じて必要な対応がなされるべきである。しかしながら、このような国会関連業務や閣議にかかる案件については、その内容の緊急性の度合いに濃淡があることも事実である。

したがって、いついかなる事態に対しても必要な対応がなされ得るよう、必要な連絡体制を確保した上で、新型インフルエンザの発生の状況とそれら業務の緊急性とを比較考量した上で、「発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分け」等を行う。その際、それらの業務にかかる作業を簡素化または省略できる範囲・程度についても検討を行うことが必要である。

表4 発生時における業務の仕分けの考え方

		業務の性格	業務の例	発生時の体制(例)	稼動人員
発生時継続業務	新型インフルエンザ対策業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ対策行動計画や新型インフルエンザ対策ガイドラインで取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザの発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水際対策、情報収集・分析</li> <li>・ ワクチン開発・供給等</li> <li>・ 自治体が行う新型インフルエンザ対策業務に対する支援</li> <li>・ 社会機能維持者に対する支援</li> <li>・ 中小企業に対する金融支援</li> <li>・ 庁舎内での感染防止策の実施</li> <li>・ 広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮小・中断業務から人員補充</li> </ul>	<p>【増加】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>
	一般継続業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの</li> <li>・ 発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外交・防衛</li> <li>・ 年金の支給</li> <li>・ 自治体が行う一般継続業務に対する支援</li> <li>・ 物品購入・契約、安全・衛生、食堂、庁舎管理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充</li> </ul>	<p>【若干減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>
発生時継続業務以外の業務(縮小・中断業務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務</li> <li>※施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急性のない新たな政策・制度の企画立案、法令改正や補助金執行</li> <li>・ 許認可(※)</li> <li>・ 緊急性のない立入検査・報告徴収</li> <li>・ 統計、調査研究、白書類の作成</li> <li>・ 福利厚生</li> </ul> <p>※国民や事業者等に義務を課し、権利を付与する事務については、可能な限り期限を延期したり、事務を簡素化する工夫を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内発生時から業務縮小を開始し、新型インフルエンザ対策業務へ人員を補充</li> </ul>	<p>【大幅減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数及び新型インフルエンザ対策業務への補充人数を減じる。</p>	

## 内閣府における主な業務の仕分け

### 【新型インフルエンザ対策業務】

- ・ 新型インフルエンザ対策会議の開催（官房企画調整課）
  - ・ 府内の発症者対応、感染防止（官房厚生管理官室、各部局）
  - ・ 新型インフルエンザ対策関連予算・会計業務（官房会計課、各部局）
  - ・ 庁舎の維持・管理業務（官房会計課）
  - ・ 新型インフルエンザに関する政府広報（政府広報室）
  - ・ 新型インフルエンザ対策に資する緊急研究（科学技術・イノベーション担当）
- 等

### 【一般継続業務】

- ・ 総括・国会・予算等関連業務（官房総務課、官房会計課、各部局）
  - ・ 情報システムの維持（官房企画調整課情報システム室）
  - ・ 報道対応業務（官房政策評価広報課）
  - ・ 災害等緊急事態への対応（防災担当、原子力安全委員会事務局、食品安全委員会事務局）
  - ・ 外部機関等との連絡調整（各部局）
- 等